



くらしのたより

問 守山市消費生活センター
(市民協働課内)

☎(582)1148 ㊟(583)3911

今回のポイント

クーリング・オフ制度を知っておこう

Q 3日前、自宅に訪問してきた事業者リフォーム工事を勧められ契約をしました。冷静に考えるとほかの事業者と比べてから決めても遅くはなかったと後悔しています。解約はできるのでしょうか。

A 自宅で勧誘を受けていますので訪問販売にあたり、クーリング・オフが適用されると考えられます。クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味があります。消費者がいったん申し込みや契約した場合でも、一定期間であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。解除するのに理由は問いません。

訪問販売や電話勧誘など、不意打ち的な販売方法などにこの制度が設けられています。クーリング・オフの通知は書面で行います。訪問販売の場合、8日以内に通知をすれば、クレジット契約を結んでいる場合でも契約は解除できます。クーリング・オフには取引形態によって期間や条件が異なりますので、詳しくは市消費生活センターにご相談ください。

※通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、返品に関する特約が設けられている場合はそれに従うことになります。



クルちゃんのつぶやき③7



プラマークは、
トレイ類の印。
みんなで
リサイクルをしよう。



♻️が付いた容器包装類、プラスチック製のボトル・キャップ、ポリ袋・レジ袋、発泡スチロール容器、野菜や果物の網・ネットなどは「トレイ類」に分別されます。

●トレイ類をリサイクルするため、排出の際は次の事を守ってください。

- ①食品のトレイから食材を取り除き、汚れのあるものは洗ってください。
- ②食品のトレイなどをレジ袋に入れた状態で指定袋に入れないでください。(右図参照)



※♻️のない、容器包装以外のプラスチック製品は「破碎ごみ」、紙製のカップ麺の容器は「焼却ごみ」です。

ゴミだしメモ：環境センターでは、人の手で異物がないか確認してからリサイクルしています。

問ごみ減量推進課 ☎(582)1121 ㊟(583)3911

ちょうかんしゅつけつせいだいちょうきんかんせんしょう 腸管出血性大腸菌感染症に ご用心

感染により、腹痛や下痢、軟便などの症状が現れ、病状が進行すると血液の混じった下痢(血便)になったり、溶血性尿毒症症候群(HUS)という腎障害を引き起こしたりする場合があります。



●食事の際は次のことに注意しましょう。

- ①調理前には、せっけんで十分に手を洗う。
- ②食肉などは十分に加熱する(食品の中心温度を75℃、1分以上の加熱が必要)。
- ③生肉などを扱う箸と食べる箸は分ける。

●患者からの二次感染に気を付けましょう。

- ①排せつの世話などで患者の便に触れた場合は、石けんと流水で手を十分に洗い、消毒する。
- ②おむつ交換時の手洗い、幼児・児童に対する食前の手洗い指導の徹底、簡易プールの衛生管理にも注意する。

問すこやか生活課 ☎(581)0201 ㊟(581)1628
草津保健所 ☎(562)3526 ㊟(562)3533